

輸入統計品目表新旧対照表
(令和7年財務省告示第92号)

新(2025年4月1日以降)					旧(2025年3月31日以前)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
04.01		[略]			04.01		[同左]		
04.02		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)			04.02		ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)		
0402.10		一粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)			0402.10		一粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)		
	110	3 砂糖を加えたもの		KG		110	3 砂糖を加えたもの		KG
		――独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの					――独立行政法人農畜産業振興機構が畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第17条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		
	121	0 ーその他のもの		KG		121	0 ーその他のもの		KG
		――関税割当制度による数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの					――関税割当制度による数量(以下この項において「学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量」という。)以内のもの		
	129	† ーその他のもの		KG		129	† ーその他のもの		KG
		――その他のもの					――その他のもの		
		――幼稚園、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第23項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)並びに配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)					――幼稚園、小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒、政令で定める児童福祉施設若しくはこれに類する政令で定める施設の児童又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。)及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの」という。)		

新(2025年4月1日以降)					旧(2025年3月31日以前)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
0402.21 └ 0402.99 04.03 └ 04.10 [略]	211	6	-----学校等給食用のもの -----関税割当制度による 数量（以下この項に おいて「学校等給食 用の脱脂粉乳に係る 共通の限度数量」と いう。）以内のもの	KG	211	6	-----学校等給食用のもの -----関税割当制度による 数量（以下この項に おいて「学校等給食 用の脱脂粉乳に係る 共通の限度数量」と いう。）以内のもの		KG
	212	†	-----その他のもの	KG	212	†	-----その他のもの		KG
	216	4	-----飼料用のもの -----学校等給食用以外の 脱脂粉乳に係る共通 の限度数量以内のも の	KG	216	4	-----飼料用のもの -----学校等給食用以外の 脱脂粉乳に係る共通 の限度数量以内のも の		KG
	217	†	-----その他のもの -----その他のもの	KG	217	†	-----その他のもの -----その他のもの		KG
	221	2	-----独立行政法人農畜産業 振興機構が畜産経営の 安定に関する法律第17 条第1項に規定する数 量の範囲内で輸入する もの及び同条第2項に 規定する農林水産大臣 の承認を受けて輸入す るもの	KG	221	2	-----独立行政法人農畜産業 振興機構が畜産経営の 安定に関する法律第17 条第1項に規定する数 量の範囲内で輸入する もの及び同条第2項に 規定する農林水産大臣 の承認を受けて輸入す るもの		KG
	222	3	-----その他のもの -----学校等給食用以外の 脱脂粉乳に係る共通 の限度数量以内のも の	KG	222	3	-----その他のもの -----学校等給食用以外の 脱脂粉乳に係る共通 の限度数量以内のも の		KG
	229	†	-----その他のもの [略]	KG	229	†	-----その他のもの [同左]		KG
			[略]				[同左]		
[略]					[同左]				
29.01 └ 29.04			[略] [略]		29.01 └ 29.04		[同左] [同左]		
29.05			第2節 アルコール並びにその ハロゲン化誘導体、スロ ホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化 誘導体 非環式アルコール並びにそのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ 化誘導体 [略]		29.05		第2節 アルコール並びにその ハロゲン化誘導体、スロ ホン化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ化 誘導体 非環式アルコール並びにそのハ ロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ 化誘導体 [同左]		
2905.11 └ 2905.29			[略]		2905.11 └ 2905.29		[同左]		
2905.31			一二価アルコール [略]		2905.31		一二価アルコール [同左]		
2905.32			[略]		2905.32		[同左]		
2905.39			-----その他のもの		2905.39	000	-----その他のもの		KG
100 900	5 †		-----1,6-ヘキサンジオール -----その他のもの [略]	KG KG		†	[同左]		

新(2025年4月1日以降)					旧(2025年3月31日以前)				
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
2905.41 } 2905.59 29.06 } 29.20		[略]			2905.41 } 2905.59 29.06 } 29.20		[同左]		
29.21 29.22 29.23		第9節 窒素官能化合物 [略] [略] 第四級アンモニウム塩、水酸化第 四級アンモニウム及びレシチン その他のホスホアミノリピド(レ シチンその他のホスホアミノリピ ドについては、化学的に単一であ るかないかを問わない。)			29.21 29.22 29.23		第9節 窒素官能化合物 [同左] [同左] 第四級アンモニウム塩、水酸化第 四級アンモニウム及びレシチン その他のホスホアミノリピド(レ シチンその他のホスホアミノリピ ドについては、化学的に単一であ るかないかを問わない。)		
2923.10 } 2923.40 2923.90		[略]			2923.10 } 2923.40 2923.90		[同左]		
	100 2	ーその他のもの ー水酸化トリメチルアダマン チルアンモニウム (ADAH) 及び水酸化テトラエチルア ンモニウム (TEAH)		KG		100 2	ーその他のもの ー水酸化トリメチルアダマン チルアンモニウム (ADAH) 及び水酸化 テトラエチルアンモニ ウム (TEAH)		KG
	200 4	ーシクロヘキシル(エチル)(ジ メチル)アンモニウムニプロ ミド及びシクロヘキシル(エ チル)(ジメチル)アンモニ ウムニヒドロキシド		KG			[新規]		
29.24 } 29.29	900 †	ーその他のもの [略]		KG	29.24 } 29.29	900 †	ーその他のもの [同左]		KG
29.30 } 29.33 29.34		第10節 オルガノインオルガ ニック化合物、複素環 式化合物及び核酸並 びにこれらの塩並びに スルホンアミド [略]			29.30 } 29.33 29.34		第10節 オルガノインオルガ ニック化合物、複素環 式化合物及び核酸並 びにこれらの塩並びに スルホンアミド [同左]		
2934.10 } 2934.30		[略]			2934.10 } 2934.30		[同左]		
2934.91 2934.92 2934.99		ーその他のもの [略] [略] ーその他のもの ースルトン及びスルタム ーその他のもの		KG	2934.91 2934.92 2934.99		ーその他のもの [同左] [同左] ーその他のもの ースルトン及びスルタム ーその他のもの		KG
	010 0	ーアセスルファムカリウ ム (INN)		KG		010 0	ーアセスルファムカリウ ム (INN)		KG
	091 4	ーリチウムニビス(オキサ ラト)ボラート		KG		091 4	[新規]		
29.35 } 29.42	099 †	ーその他のもの [略]		KG	29.35 } 29.42	099 †	ーその他のもの [同左]		KG
[略]					[同左]				